

介護老人保健施設まいえ（介護予防）短期入所療養介護 利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設まいえ（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、令和2年4月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。ただし、本約款、別紙1及び別紙2（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は、新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
 - ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします）

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、その月の利用料金合計額の請求書及び明細書を翌月10日までに作成し、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者は、連帯して当

施設に対し、当該合計額を翌月の10日から20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年又は5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員（石田優一朗）に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 13 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者が利用料金の滞納、または施設設備・備品の破損等、当施設に損害を与えた場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(転棟・転室)

第 15 条 当施設は医療、看護、介護上等の理由により、利用者の転棟・転室を要請する事があります。

(私物管理)

第 16 条 当施設に私物管理を依頼される場合は、紛失や破損についてご理解頂きご依頼くださるようお願いいたします。万一紛失や破損が起こった場合、当施設では責任を負いかねます。利用者の状態や安全対策上の理由で、私物管理をお断りするケースもございますのでご了承ください。

共通 <別紙 1 >

介護老人保健施設まいえのご案内
(令和 7 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

- (1) 入所定員等 ・定員 96 名 (うち認知症専門棟 0 名)
・療養室 個室…6 室、2 人室…9 室、4 人室…18 室

(2) 看護職員と介護職員の勤務状況

	看護職員	介護職員
日 勤 (午前 8 時 30 分～午後 5 時)	4 名～6 名	10 名～12 名
休日 日 勤 (午前 8 時 30 分～午後 5 時)	2 名	5 名
夜 勤 (午後 4 時 30 分～午前 9 時)	1 名	3 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画の立案
- ③ 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます)
朝食 午前 8 時 00 分～
昼食 午後 12 時 30 分～
夕食 午後 6 時 00 分～
- ④ 入浴 (入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 ナカムラ病院
 - ・住 所 広島市佐伯区坪井三丁目 8 1 8 番地の 1
 - ・名 称 五日市記念病院
 - ・住 所 広島市佐伯区倉重一丁目 9 5 番地
 - ・名 称 石原脳神経外科病院
 - ・住 所 広島市佐伯区五日市七丁目 4 番 2 4 号
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 ナカムラ病院
 - ・住 所 広島市佐伯区坪井三丁目 8 1 8 番地の 1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 非常災害対策

- ・防災設備
 - 避難階段、避難口、防火戸・防火シャッター、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備、避難器具（すべり台、援助袋）、誘導灯および誘導標識、非常電源設備、カーテン・布製ブラインド等の防火性能… 全て整備
- ・防災訓練 年 2 回

5. 要望及び苦情等への対応体制と手順

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0 8 2 - 9 2 1 - 9 1 2 3）

要望や苦情等は受け付けた後、その内容により適正な苦情対応担当者を管理者が決定します。苦情対応担当者が「苦情対応記録票」を作成し、検討会議または運営会議を通じて多職種で対応方針を協議・決定し、ご利用者へ対応します。

6. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

利用者負担説明書

2025年8月1日

介護老人保健施設をご利用される利用者さまのご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる通常1割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、レクリエーション等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護）ごとに異なります。

また、利用者さま負担は全国統一料金ではありません。介護保険（及び介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと、在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護は、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

B 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額／1日（地域加算を含みます。）

	個 室			2人・4人部屋		
	《1割負担》	《2割負担》	《3割負担》	《1割負担》	《2割負担》	《3割負担》
要支援1	661円	1,321円	1,982円	703円	1,405円	2,107円
要支援2	813円	1,626円	2,439円	872円	1,743円	2,615円
要介護1	856円	1,712円	2,568円	943円	1,885円	2,828円
要介護2	934円	1,867円	2,800円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護3	1,002円	2,003円	3,004円	1,091円	2,182円	3,273円
要介護4	1,063円	2,126円	3,189円	1,152円	2,303円	3,455円
要介護5	1,123円	2,245円	3,367円	1,214円	2,427円	3,640円

*** サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき）**

介護職員の総数に対して、介護福祉士が60%以上配置されている場合
23円（2割負担の場合46円、3割負担の場合69円）加算されます。

*** 介護職員等処遇改善加算（iv）（1月につき）**

介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境設備とともに、介護職員の賃金改善を目的として創設された加算です。

請求書兼領収書の「介護サービス費内訳」の合計単位数×4.4%(1ヶ月)が加算されます。

*** 送迎加算（片道につき）**

入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合

193円（2割負担の場合385円、3割負担の場合577円）加算されます。

（送迎時のお願い）

A. 送迎車が自宅に到着する時は、必ずご家族がお出迎えください。

B. 短期入所に関する事項以外のご用件はお受けできません。

*** 口腔連携強化加算（1月1回）**

口腔の健康状態の評価を実施した場合、利用者さまの同意を得て情報提供した場合

53円（2割負担の場合105円、3割負担の場合157円）加算されます

*** 緊急時施設療養費（1日につき）（1月に1回、連続する3日を限度）**

利用者さまの容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合

542円（2割負担の場合1,083円、3割負担の場合1,624円）

加算されます。

- * **緊急短期入所受入対応加算**（1日につき）（利用開始日から起算して7日を限度）
やむを得ない理由により短期入所が必要と認められた利用者さまに対し、緊急に短期入所療養介護サービスを行った場合
94円（2割負担の場合188円、3割負担の場合282円）加算されます。
- * **総合医学管理加算**（1日につき）（10日を限度）
居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合
288円（2割負担の場合575円、3割負担の場合862円）加算されます。
- * **認知症行動・心理症状緊急対応加算**（1日につき）（利用開始日から起算して7日を限度）
利用者さまについて認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護サービスを利用することが適当であると医師が判断した場合
209円（2割負担の場合418円、3割負担の場合627円）加算されます。
- * **若年性認知症入所者受入加算**（1日につき）＜65歳未満の方のみ＞
若年性認知症と医師が判断した利用者さまに対し、個別に担当者を定め、その利用者さまの特性やニーズに応じたサービスを提供した場合
126円（2割負担の場合251円、3割負担の場合377円）加算されます。
（特定介護老人保健施設短期入所の場合は63円（2割負担の場合126円、3割負担の場合189円））
- * **重度療養管理加算**（1日につき）
要介護4又は5であって、厚生労働大臣が定める状態にある利用者さまに対し、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合
126円（2割負担の場合251円、3割負担の場合377円）加算されます。
（特定介護老人保健施設短期入所の場合は63円（2割負担の場合126円、3割負担の場合189円））
- * **認知症専門ケア加算**（1日につき）
認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の自立度Ⅲ以上の者が20名未満1名以上、19を超え端数を増すごとに1名加えて得た数以上を配置し、専門的な認知症ケアを実施した場合
4円（2割負担の場合7円、3割負担の場合10円）加算されます。
- * **在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）**（1日につき）
在宅復帰・在宅療養支援の基準（在宅復帰率・在所日数・要介護度等）を満たした場合
54円（2割負担の場合107円、3割負担の場合160円）加算されます。

◆ 施設側が栄養管理に関わる体制を整えた場合、下記の料金が加算されます。

* 療養食加算（1食につき）

医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合

9円（2割負担の場合17円、3割負担の場合25円）

◆ 施設側がリハビリテーションに関わる体制を整えた場合、下記の料金が加算されます。

* 個別リハビリテーション実施加算（1回につき）

理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

251円（2割負担の場合502円、3割負担の場合753円）

* 生産性向上推進体制加算（1月につき）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、改善活動を継続的に行っている場合

I, 105円（2割負担の場合209円、3割負担の場合314円）

II, 11円（2割負担の場合21円、3割負担の場合32円）加算されます。

2 利用料

- ① 食費 朝食420円・昼食620円・夕食620円
ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

- ② 滞在費（療養室の利用費）／日 個室 1,880円
2人・4人部屋 510円
ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。

*上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

- ③ 利用者が選定する特別な室料／1日 個室 2,200円
2人部屋 1,100円
個室、2人部屋のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室、2人部屋をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

- ④ 日用品費／1日 180円
シャンプー、ボディークリーム、ペーパータオル、ティッシュペーパー、おしぼりの費用であり、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

- ⑤ 教養娯楽費／1日 110円
クラブ活動等で使用する、折り紙、画用紙、色鉛筆、絵の具、筆、塗料、色紙、針金、糸、針、粘土等の費用であり、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

- ⑥ 行事費 (その都度実費をいただきます)
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室等の費用で、参加された場合にお支払いいただきます。

- ⑦ 電気代／1日 33円
テレビやラジオ等の家電品を施設に持ち込まれた場合にお支払いいただきます。

- ⑧ 理美容料 1,100円～5,500円
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

- ⑨ 私物の洗濯代 34円～220円
私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

- ⑩ レンタル料 34円～55円
施設で準備するタオル・バスタオル等を使用された場合にお支払いいただきます。
- ⑪ 寝具等破損代 230円～5,080円
施設の枕カバー等の寝具類や体温計を破損された場合にお支払いいただきます。
- ⑫ その他の費用 (その都度実費をいただきます)
- ・利用者個人の選択によりおかし等を購入された場合
 - ・インフルエンザ予防接種等を希望された場合
 - ・外泊時にお持ち帰りいただいたおむつ類代用
(ただし、外泊の初日と最終日に使用されたものは除きます)
 - ・尿バッグやストーマ用装具(袋)等を使用した場合
 - ・診断書等の文書を希望により発行した場合等にお支払いいただきます。

在宅サービス 利用料金表（介護予防）短期入所療養介護

基本料金

●保険給付の自己負担額 / 1日

① 個室利用の場合

《1割負担》 《2割負担》 《3割負担》

要支援1	661円	1,321円	1,982円
要支援2	813円	1,626円	2,439円
要介護1	856円	1,712円	2,568円
要介護2	934円	1,867円	2,800円
要介護3	1,002円	2,003円	3,004円
要介護4	1,063円	2,126円	3,189円
要介護5	1,123円	2,245円	3,367円

② 2人・4人部屋利用の場合

《1割負担》 《2割負担》 《3割負担》

要支援1	703円	1,405円	2,107円
要支援2	872円	1,743円	2,615円
要介護1	943円	1,885円	2,828円
要介護2	1,023円	2,046円	3,069円
要介護3	1,091円	2,182円	3,273円
要介護4	1,152円	2,303円	3,455円
要介護5	1,214円	2,427円	3,640円

※被爆者健康手帳をお持ちの方は、自己負担額が公費負担されます。

※所得によって、自己負担額が異なります。詳しくは裏面をご覧ください。

●保険給付対象外の費用 / 1日

食費	1,660円
滞在費（個室利用）	1,880円
（2人・4部屋利用）	510円
日用品費	180円
教養娯楽費	110円

※所得によって、食費・滞在費の負担額が異なります。詳しくは裏面をご覧ください。

加算料金

●保険給付対象外の費用

室料	個室	2,200円/日	洗濯代	エプロン	34円/枚
	2人部屋	1,100円/日		タオル・靴下	56円/枚
行事費		実費/回		パンツ・シャツ	110円/枚
電気代		33円/日		バスタオル	110円/枚
理美容料	調髪	2,750円/回		トレーナー・ズボン	220円/枚
	丸刈り	2,200円/回		パジャマ上	220円/枚
	顔剃りのみ	1,100円/回		パジャマ下	220円/枚
	パーマ	5,500円/回		セーター他	220円/枚
	白髪染め	5,500円/回	レンタル料	小タオル	22円/枚
	セットのみ（女性）	1,100円/回		タオル	34円/枚
	シャンプー+セット（女性）	1,650円/回		バスタオル	56円/枚
	シャンプー+セット（男性）	1,100円/回	寝具等	枕カバー	230円/枚
			破損代	枕	1,570円/枚
				包布	2,240円/枚
				シーツ	1,630円/枚
				デニムシーツ	2,900円/枚
				敷布団	5,080円/枚
				掛布団	5,080円/枚
				電子体温計	2,380円/本

※消費税課税対象の室料・寝具等破損代などについては税込み価格を表示しています

《別添資料1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」

に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
 - a. 生活保護を受けておられる方
 - b. 所属する世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ公的年金等収入金額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額が80万9千円以下の方
 - 【利用者負担第3段階】
 - ① 所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ公的年金等収入額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額が80万9千円超120万円以下の方
 - ② 所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ公的年金等収入額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額が120万円超の方
- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階②」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食費		利用する療養室のタイプ	
	入所	短期入所	個室	2人・4人部屋
利用者負担 第1段階 a	300円		0円	0円
利用者負担 第1段階 b			550円	
利用者負担 第2段階	390円	600円	1,370円	430円
利用者負担 第3段階①	650円	1,000円		
利用者負担 第3段階②	1,360円	1,300円		

〈別紙3〉

介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

介護・診療情報の提供

◆ご自身の病状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護師または支援相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

介護・診療情報の開示

◆ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、医師または支援相談員に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◆当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

個人情報の利用目的

- ◆個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は別紙に記載します。
- ◆当施設は卒後医師臨床研修施設および介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医および介護・医療専門職等の学生等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

ご希望の確認と変更

- ◆入所予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者さまご本人宛に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、ご本人以外には連絡いたしません。
- ◆療養室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいと考えます。
- ◆電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出ください。
- ◆一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出ください。

相談窓口

◆ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。個人情報保護相談窓口 医療法人ピーアイエー事務部（ナカムラ病院受付）

平成17年 4月 1日

介護老人保健施設まいえ 施設長